

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第三部 労働政策

第三編 使用者の労働政策

第五節 賃金対策

ここではまず(1)において、理論生計費に基づく賃金算定、およびスライド制をともにとるべきでないとしてしりぞけ、実態生計費による場合も信じる資料は総理庁統計局のいわゆるC・P・Sだけであると断じている。かくして「賃金決定の原則」として(1)能率主義によること、(2)支払能力を考慮することの二項をあげ、その場合、同種産業における他社との振合および他産業との振合を考慮しなければならないとしている。

さらに(2)においては六、三〇七円ベース案が右の「基本理念をまったく無視」したものであること、従って民間賃金への影響から考えて「重大なる関心」を払わざるをえないことを述べている。また(3)においては、生産力の向上と経営の合理化を行い、もって賃金支払能力の増大を図るべきであるとし、(1)適正人件費の設定＝合理的な企業整備の促進、(2)不健全経営に対する赤字融資の制限＝高能率健全経営に対する資金資材割当の優先的措置、(3)能率賃金制度採用のための指導を政府に要望するとともに、これに反対する「急進的破壊分子に対しては健全労働組合主義の高揚によりこれを破砕すべきである」と主張している。

(4)は一九四九年末の越年資金要求に対する基本的態度をのべたもので、原則として支出すべきでないが、経営者の恩恵による「餅代」は支給してもいいと述べているのである。

(1)賃金要求に対する経営者の基本態度(四八・九・二四)

第一、理論生計費による賃金の要求は現段階においては適當でない。

ここにいう理論生計費による賃金とは、最近の労働争議における賃金要求の場合しばしば用いられる労働力再生産のために要する熱量(たとえば全逦の二、四〇〇カロリー、私鉄総連の一、九四〇カロリー)を攝取しうるに足る主食副食物の公定価格とヤミ値により購入するに足る金額を算出し、更にこれにエンゲル係数を援用して総生計費中に占むる飲食物費の割合を六〇%内外に置いて算出せる金額を水準として要求するものを意味している。しかしこの要求は次の理由により現段階では適當でないとして拒絶すべきである。

1 労働力再生産のために必要なる攝取カロリーの量については栄養学上未完成であって未だ定説がない。従ってカロリーを基準として算出せられたる金額を賃金水準とすることは根拠が薄弱である。

2 理論生計費における支出金額の構成はカロリー計算と共に消費配分を想定するのが通常の構成であるが、想定に客観的妥当性ある基準が求められない。例えば(イ)牛肉は一カロリー当り四円六二銭、鯨は同カロリー八二銭、(ロ)ゴボウは六カロリー当たり七銭、菜類は同カロリー当り三三銭。

3 敗戦日本の食糧事情は米国からの輸入によって不足を補っている。米国がこの輸入を認可する基準は日本国民一人当りの攝取カロリーを一、五五〇カロリーに抑えている。従ってかかる占領下にある日本経済の特殊事情を無視したカロリー計算による要

求は適当でない。

4 国民全体が組合要求のような高カロリーを摂取しうる食糧事情でないことは周知の通りであるが、労働者といえども国民の一人として国民と苦楽を共にすることが当然である。自分達だけが一〇〇%保障されることを要求することは、これだけ労働者以外の人々の食糧を減らす結果となることを知らねばならぬ。いわんや労働量に応ずる合理的加配米制度が実施されておる今日ことにしかりである。

5 労働力を再生産するためにはぜひ要求通りのカロリーが必要であるという労働力再生産費説の基本理念は、理論生計費による必要量の食糧をよこせという「需要に対応する供給」を強要するという点にある。しかし食糧事情の現段階においては無理な要求であることは明瞭であり、実際問題としてかかる要求に応じられないことはいうまでもない。

以上五点の主なる理由によって理論生計費は排除さるべきものである。理論生計費にもとづく最低賃金制などの要求も同様に上述の理由によりその根拠が薄弱である。

第二、賃金の生計費スライド制は現段階においては適当でない。

1 インフレの進行に限界の見透しがつかず物価政策の変更も期待できない現在、物価の昂騰率に即応して自動的、機械的に賃金をスライドさせることは経費の支払能力を無視するものであって、多くの場合企業経営を破滅に導く危険性を包蔵している。

2 生産を裏付けとせざるスライド制の適用は、賃金と物価の悪循環を招来するのみで必ずしも実質賃金の維持向上を齎すものではない。

上述の理由によりスライド制は適当でない。

(備考)(イ)労資間でスライド率を資料的に確認し、実際に幾何をスライドさせるかは両者協議の上で決定するという者がある。この方法は前項の自動的機械的スライドに比し遥かに経営の立場を考えたものであるが、それも適用率の協定が困難であるが故に注意を要する。

(ロ)さらにスライドに似ているが物価の変動に応じ二ヵ月、三ヵ月または六ヵ月ごとに賃金を更新するという「レバイス・システム」は今日のように物価の変動がはなはだしく生活難に当面する時代には「一応安当な考え方である」ただこの場合にも両者の折衝が容易でないことは前項の場合と同様である。

第三、実態生計費は理論生計費に比し、より实际的であると思うが次の点を十分検討すべきである。

1 凡そ統計的調査はある特殊の目的を以て短期間に作成せられたものは権威がない。然るに今日争議等の場合しばしば援用される実態生計費調べなるものは概ね賃金要求を出さんがために特に短期間記帳し集計せられたものが多いからこれらを以て有力なる資料として賃金額決定に使用することは危険である。

2 生計費の記帳は指導宜しきを得たとしても正確を期することは困難である。従来記帳等の事務的経験に乏しい労働者が賃金要求に前後して匆々の間に作成したような資料であるならばその信憑性に再検討を要するといつて差支えない。

3 援用し得る資料としては広範囲にしかも多数の労働者が専門家の指導を受けて少くとも一年以上良心的に作成したものであることを条件としたい。然らざる資料については信憑性を軽くすることも当然である。

4 現在に於て信憑性を繋ぎ得ると思われる資料としては総理庁統計局のCPSだけであろう。ただしCPSの調査対象にいわゆるヤミ商人その他勤労階級以外のものを包含しているという欠陥があり、そのまま利用することは妥当でない。

第四、賃金決定の指導を何に求むべきか。

賃金決定に当り経営者として考慮すべき問題は以上の三点を基本態度とし、賃金決定の原則として次の二点を挙げたい。

1 賃金の決定は原則として能率主義によるべきである。能率賃金主義は日本経済再建の鉄則であり高能率高賃金はもとよりわれわれの最も希望するところである。まず食わせるの生活資金で始終しいる限り企業の自立体制は断じておぼつかない。民間経営者は一応政府が国家予算に織込んでいるベースを尊重して必要に応じ一部の固定給を出すことは止むを得ぬが、原則として能率給の方式をとることを建前としたい。しかしこの点は各企業の実情に応じて種々実行上の問題が出てくると思われるが、要するにいかなる場合でも能率給による賃金の決定ということは経営者としてあくまでも主張すべきである。

2 賃金の決定は支払能力を考慮すべきである。賃金決定に当って経営者としてまず考慮すべきことは企業経営面から見て支払能力ありや否やという点である。企業を破滅に導くような賃金が約束されないことは当然であり、この一線を守ることは経営者の権利であり同時に義務である。この点を考えずいたずらに労働攻勢に押され、または労働組合に迎合して経営の支払能力限界を逸脱せる賃金を約束することは労働者に対してはひつきよう画餅を與うる不信行為であり、日本再建に対する反逆行為であるといわねばならぬ。かかるが故に経営者は労働組合のかかる「会社はつぶれてもまずおれ達に食わせる」とか「まず賃金を上げろ、能率を上げるから」というような要求に対しては勇氣と忍耐とをもって「まず生産をあげることが先決であり企業の繁栄が労資共存の途であること、すなわち企業における労資の運命一体観」を説いて納得を得るに努むべきである。

(備考) 上述の二原則にもとづいて実際に賃金額を決定する際には、左記の振合ということ考慮すべきである。第一は同種産業における他社との振合である。この場合次の二点を注意せねばならぬ。

(イ) 比較の対象とする会社をできるだけ数多くとることが必要であるが、この場合その会社の作業内容、作業様式、給与体系等を十分調査し、高賃金な少数の会社のみとの振合は絶対採らるべきでなく、自分の会社と以上の点がほぼ近似している会社を対象として振合を考慮せねばならぬ。

(ロ) 比較の対象とする会社と自己の会社の従業員(職員、工員別)の平均年齢、勤続年数、家族数、稼働時間、性別構成などを同一ベースに引直してその振分を考慮すべきである。

第二は他産業と自分の産業との振合である。各種産業間には自らその産業に対する

国家の要請度や労働の種類、強度、作業環境条件などの差異があつて、他産業と自分の産業を比較する場合はその差異を十分勘案し、以上の諸点ができるだけ自己の属する産業に近い産業との振合を考慮すべきである。

第三は労働者の生活と国民全体の生活との振合である。この理由は上述第一の項に記述した。

以上の振合が現在何故に考慮せられねばならぬかというに、自分の企業では利益があつて払えるから他に構わず高賃金を払うということであつては、今日の場合他会社に影響するところが甚大であり、時によってはそれが致命的である場合すら予想される。ここに第一点にいう振合が考慮されねばならぬ理由がある。さらに各種産業間の振合が今日の場合も考慮されねばならぬことは同じ理由によつてであるが、今春電力事業が中労委調停案の五、三五八円を呑んだ時、他産業がいかに狼狽したかを回顧しても判るが、今日では逆に電力産業が他産業の高賃金に狼狽して来た兆候も見えており、第二点の振合が考慮されねばならぬ理由を有力に物語っている。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
